

別 記 第 4

給 料 表	職 員
行政職給料表(一)	職務の級が4級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が8級又は7級の適用を受ける者
医療職給料表(一)	職務の級が2級の適用を受ける者
医療職給料表(二)	職務の級が4級の適用を受ける者
医療職給料表(三)	職務の級が4級の適用を受ける者
教育職給料表	職務の級が6級又は5級の適用を受ける者

備考 平成31年6月期以降の適用については、「8級又は7級」とあるのは「7級又は6級」とする。

別 記 第 5

給 料 表	職 員
行政職給料表(一)	職務の級が5級の適用を受ける者
公安職給料表	職務の級が9級の適用を受ける者
医療職給料表(一)	職務の級が3級の適用を受ける者

備考 平成31年6月期以降の適用については、「9級」とあるのは「8級」とする。